諮問日：令和３年８月１１日（令和３年度（情）諮問第１３号）

答申日：令和３年１２月１６日（令和３年度（情）答申第３１号）

件　名：京都地方裁判所において民事訴訟法８２条１項本文についての認定要件を定めた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

「民事訴訟法８２条１項本文の規定の「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者」についての認定要件を定めた文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，京都地方裁判所長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し，京都地方裁判所長が令和３年４月９日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

１　何人も，裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない（憲法３２条）。訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては，裁判所は，申立てにより，訴訟上の救助の決定をすることができる（民事訴訟法８２条１項本文）。憲法３２条は，何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われないと規定しているが，訴訟には費用がかかるので，経済的弱者は訴訟制度を利用することが困難になりかねない。そこで，民事訴訟法は，訴訟費用を支払う資力が十分でない当事者に対し，訴訟費用の支払いを猶予する訴訟救助の制度を設けている（８２条以下）。

２　旧法１１８条の「訴訟費用ヲ支払フ資力ナキ者」とは，自然人の場合は，訴訟費用を支払うときは自分とその家族の生活に窮迫をきたす者とされていたが，裁判例は，訴訟費用を支払うと国民の一般的水準の生活を妨げられることになる場合であるとし，公害訴訟や薬害訴訟などでは，総理府の統計による標準勤労者世帯の平均年収や労働者の賃金統計による労働者の平均賃金等を一応の収入基準とし，これに訴訟に要する費用や個別事情を勘案し，資力の有無を判断するものが多かった。

３　現行法は，このような実務の解釈運用をふまえ，また，「国民に利用しやすいものに」との法改正の理念の下に，訴訟救助の資力要件を「費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者」に緩和したものである。すなわち，現行法は，資力要件を，訴訟の費用を支払う資力がない無資力者に限らないことを明確にするとともに，一般的な生活水準を損なうことなしには訴訟の費用を支払うことが困難な者にも訴訟上の救助を付与するとしたものである。

４　最高裁判所は，訴訟に関する手続，弁護士，裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について，規則を定める権限を有する（憲法７７条１項）。民事訴訟に関する手続については，他の法令に定めるもののほか，この法律の定めるところによる（民事訴訟法１条）。この法律に定めるもののほか，民事訴訟に関する手続に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定める（民事訴訟法３条）。

５　最高裁判所は，憲法７７条１項及び民事訴訟法３条の規定に基づき最高裁判所規則を定める権限を有するが，そうすると，本件開示申出文書を作成又は取得していないということはあり得ない。つまり，日本国において，憲法１４条１項の法の下の平等を保つために，行政における免除，減免，猶予認定に必要な資力基準について，当事者の収入，若しくは，所得の基準等やその疎明のための提出書類を個別具体的に定めており，ここでいう民事訴訟法８２条１項本

文の規定の「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払いにより生活に著しい支障を生ずる者」の認定とは行政でいう猶予認定に該当するからである。そもそも，行政における免除，減免，猶予認定に必要な資力基準について定めていないということはあり得ず，同じく法律扶助においても認定基準が個別具体的に定めてあることから明らかであり，ましてや，民事訴訟法８２条１項本文の規定においては資力のみで認定することから，本件開示申出文書を作成又は取得していないということはあり得ない。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は，民事訴訟法８２条１項本文の規定の「訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者」（以下「本件資力要件」という。）の認定基準について定めていないということはあり得ず，本件開示申出に係る文書を作成又は取得していないということはあり得ない旨主張するが，本件資力要件については，裁判事務を行う裁判所において，具体的な事案ごとに個別に認定・判断されるべきものである。

また，苦情申出人は，行政機関における猶予認定に必要な資力基準について定めていないことはあり得ず，同じく法律扶助においても認定基準が個別具体的に定めてあることから明らかである旨主張するが，裁判所において当該資力基準又は認定基準の存否及び内容について網羅的に把握しているものではなく，仮にそのような資力基準又は認定基準が存在するとしても，裁判所における本件資力要件の認定が前記のとおり裁判事務を行う裁判所において具体的な事案ごとに個別に認定・判断されるべきものであることには変わりがない。

以上から，本件開示申出に係る文書を司法行政事務に関して作成又は取得する必要はない。

実際に，原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが，該当する司法行政文書は存在しなかった。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①　令和３年８月１１日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年１１月１６日　　審議

④　同年１２月１４日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　民事訴訟法８２条は，訴訟上の救助の要件及び裁判について定めた規定であり，同条１項本文に定める本件資力要件については，裁判所において，具体的な事案ごとに個別に認定し，かつ，判断されるものと解される。したがって，同項の解釈に関して，司法行政事務において文書を作成し，又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

２　苦情申出人は，行政機関における猶予認定において必要な資力基準について定めていないことはあり得ず，法律扶助においても認定基準が個別具体的に定めてあることから明らかであるから，裁判所に本件開示申出文書は存在する旨主張する。

しかし，前記１記載のとおり，本件資力要件は裁判事務を行う裁判所において具体的な事案ごとに個別に認定し，かつ，判断されるべきものであり，行政機関等における認定の判断についても，それぞれの制度の趣旨に従い行われていると考えられるから，行政機関等に認定の基準が存在したとしても，裁判所に本件開示申出文書が司法行政文書として存在する根拠となるものではない。したがって，上記苦情申出人の主張を採用することはできない。

そのほか，京都地方裁判所において，本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって，京都地方裁判所において，本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

３　以上のとおり，原判断については，京都地方裁判所において本件開示申出文

書に該当する文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委　員　長　　髙　橋　　滋

委　　員　　門　口　正　人

委　　員　　長　戸　雅　子